



みよし民商ニュース

発行 三次民商工芸会
〒728-0013 三次市十日市東3-10-1
ホームページ <http://www.4l.tiki.ne.jp/~miyosimi>
nsyo/
メールアドレス miyosiminsyo@x4l.tiki.ne.jp



あけましておめでとうございます。2021三次民商

春の運動会費にご協力を

1月の会費に「春の運動会費1,000円」がプラスされています。

2月・3月にもありますのでご協力のほどよろしくお願いします。



三次民商・役員一同

新年あけましておめでとうございます。
コロナ禍による影響により、私たち中小業者は危機に瀕しています。こういう時だからこそ、相談できる場所、仲間同士のつながりが求められ、民商の活動が不可欠です。
ひとりの犠牲者も出さないよう、私たち役員も先頭に立つ決意をもって、民商を大きくし、様々な支援を活用し、一緒に頑張っていくでしょう。

女子会引換券・好評です！



婦人部が行っている女子会引換券が好評です。今回はテイクアウトにもつながり、win-winな取り組みに、利用した婦人部員から「またやってほしい」と好評です。

婦人部主催

中台に問に食う開催

【第1講義】

1月20日(水)

【第2講義】

1月21日(木)

【第3講義】

1月27日(水)

【第4講義】

1月28日(木)

【第5講義】

2月2日(水)

【第6講義】

2月3日(木)

午後14時～15時
いずれも三次民商事務所
受講料は無料申込は民商まで



1月の日程

★年末調整点検会

点検会も3密を防ぐため、全体では行わずに予約制で対応します。

対応期間 1月7日(木)～8日(金)

1月12日(火)～15日(金)

時間 10時から14時30分

★持続化給付金対応時間

対応期間 1月7日(木)～8日(金)

1月12日(火)～15日(金)

時間 15時から16時30分

予約の無い方は対応できませんので気をつけましょう。

★予約制オンライン学習会

日時 1月6日(水) 昼2時～3時

場所 三次民商事務所

内容 ZOOMの使い方

※予約があった場合のみ行います。

※訂正とお詫び

先週号の「年末年始の事務所休業」の記事で1月5日(日)となっていました。1月5日(火)です。紙面をもって訂正とお詫びとさせていただきます。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 三 次 (0824) 62-3535 FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

持続化給付金

申請期限：2021年1月15日(金)

要件：2020年1月～12月のいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している場合に対象となります。

※白色申告の方は前年総売上÷12か月と比較

・給付額：個人：最大100万円 法人：最大200万円

※季節により売上に変動がある方や新規開業の方への特例制度もあります

家賃支援給付金

申請期限：2021年1月15日(金)

・対象者：テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において

次の①か②に該当する方に給付金を支給。

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減

・給付額：法人は最大600万円、

個人は最大300万円

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給

固定資産税の減免・免除

申請期間：令和3年2月1日まで

・対象者

□新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者

・対象資産

①事業用家屋、②設備等の償却資産

・軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の前前年同期比が

①50%以上減少・・・全額免除

②30%～50%未満・・・50%免除

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

コロナ特例が令和3年2月26日まで延長

雇用調整助成金

・対象者

□雇用保険に加入している事業者

□年同期比5%以上減少している方

□従業員を休業させ、休業手当を80%以上支給した事業者

・必要書類

□売上台帳など

□労働者名簿および役員名簿

□出勤簿・タイムカードの写しなど

□賃金台帳や給与明細の写し

雇用保険に加入していない場合は

「緊急雇用安定助成金」が活用できます

3年間無利子、融資を受けて商売を続けよう

①特別貸付（日本政策金融公庫）

②セーフティネット保証

※条件変更（元金据え置き）も活用できる手段です。

③緊急小口資金

・10万円～20万円の無利子借入が可能

・社会保障推進協議会に申込

納税の猶予

新型コロナの影響により、納付が困難な場合、納税を猶予することができます。

生きることを優先する！納税は一旦猶予して乗り切りましょう

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 三 次 (0824) 62-3535 FAX (0824) 62-1654